

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 条 例

○北海道職員等の育児休業等に関する条例及び北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課)	1
○北海道税条例の一部を改正する条例…………… (税務課)	3
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (税務課)	5
○北海道宿泊税条例の一部を改正する条例…………… (税務課・観光振興課)	6
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (環境生活部総務課)	6
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (保健福祉部総務課)	6
○北海道民生委員定数条例の一部を改正する条例…………… (地域福祉課)	6
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (経済企画課)	7
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例…………… (教育庁教職員課)	7
○北海道警察組織条例の一部を改正する条例…………… (警察本部警務課)	8

### 条 例

北海道職員等の育児休業等に関する条例及び北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月16日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道条例第36号

北海道職員等の育児休業等に関する条例及び北海道職員の勤務時間、休暇

等に関する条例の一部を改正する条例  
(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第1条** 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第24条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(次条第1項において「一般短時間勤務職員」という。)を除く」を「を除く。次条第2項及び第3項において同じ」に改める。

第25条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下この条において「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第25条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第25条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

**第25条の2** 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下この条において「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

**第25条の3** 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

**第25条の4** 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

**第25条の5** 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出をしたときに予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第27条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第27条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

**第27条** 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

**第2条** 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第2項中「1日につき2時間を超えない」を「人事委員会規則で定める1年の期間ごとに、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

第16条第1項中「第19条の2第1項」を「第19条の3第1項」に改める。

第19条の3を第19条の4とする。

第19条の2第1項中「請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とする。

第19条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

**第19条の2** 任命権者は、北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第28条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の利用に係る請求又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 北海道職員等の育児休業等に関する条例第28条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の利用に係る請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する職員が同条第2項第2号に掲げる範囲内でこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。）の請求をする場合における第1条の規定による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例第25条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月16日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道条例第37号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条第4項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第25条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第26条の3第1項第3号中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同号イ中「知事又は北海道教育委員会の所管に属する公益信託＝関スル法律（大正11年法律第62号）第1条」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号」に改める。

第43条の8第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第61条の2第3項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における

相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定（法第144条の3第5項に規定する円滑化協定をいう。）」に、「オーストラリア軍隊（法第144条の3第5項に規定するオーストラリア軍隊）」を「締約国軍隊（同項に規定する締約国軍隊）」に改める。

第61条の5の2中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

第63条の12第2項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。第67条の4において同じ。）」を加える。

第67条の4第2項及び第5項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録」を加える。

附則第6条の5第1項中「第145条の5」を「第145条の13」に改める。

附則第8条の2の2から第8条の2の5までを削る。

附則第8条の2中「附則第12条の2」を「附則第12条の2の2」に改め、同条を附則第8条の2の2とし、同条の次に次のように加える。

#### 第8条の2の3から第8条の2の5まで 削除

附則第8条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係る道たばこ税の課税標準の特例）

**第8条の2** 令和8年4月1日以後に第44条の14第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第44条の13第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第45条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第45条の2の2第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第44条の13第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを総務省令で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の0.35グラムを

もって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第45条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

附則第8条の2の7第1項第2号中「法第144条の3第5項に規定するオーストラリア軍隊（第6項において「オーストラリア軍隊」という）を「締約国軍隊（法附則第12条の2の7第1項第2号に規定する締約国軍隊をいう。第6項において同じ）」に改め、同条第6項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

附則第9条の4の2第1項ただし書中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附則第12条の3の3第1項中「第11条の7第3項」を「第11条の6第3項」に、「第11条の7第1項に」を「第11条の6第1項に」に改め、同項の表中「第11条の7第1項」を「第11条の6第1項」に改め、同条第2項中「第11条の7第2項」を「第11条の6第2項」に改め、同条第3項中「第11条の7第4項」を「第11条の6第4項」に改め、同条第4項中「第11条の7第5項」を「第11条の6第5項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条の12第2項並びに第67条の4第2項及び第5項の改正規定 公布の日

(2) 第61条の2第3項、第61条の5の2並びに附則第8条の2の7第1項第2

号及び第6項の改正規定並びに附則第7項及び第8項の規定 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 附則第9条の4の2第1項ただし書の改正規定 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(4) 附則第6条の5の改正規定、附則第8条の2の2から第8条の2の5までを削る改正規定、附則第8条の2の改正規定、同条を附則第8条の2の2とし、同条の次に次のように加える改正規定及び附則第8条の次に1条を加える改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和8年4月1日

(5) 第24条第4項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行の日

(6) 第43条の8第1項の改正規定及び附則第4項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日

(7) 第26条の3第1項第3号の改正規定及び附則第3項の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第25条の2の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和7年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第26条の3第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

4 新条例第43条の8第1項の規定は、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日以後に効力が生ずる公益信託に関する法律第2条第1項第1号に規定する公益信託（移行認可を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前

の例による。

- 5 次項に定めるものを除き、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第8条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る道たばこ税については、なお従前の例による。
- 6 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、北海道税条例第44条の14第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第45条の2の2第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第8条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 北海道税条例第45条の2の2第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第8条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第8条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 7 新条例第61条の2第3項及び第61条の5の2の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（北海道税条例第61条第3項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、2号施行日以前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 8 新条例附則第8条の2の7第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第6項の規定は、2号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、2号施行日以前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月16日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第38号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例  
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「以下同じ」を「第27条において同じ」に改め、同条第7号中「第19条第5号」を「第19条第4号」に改める。

第12条中「所得金額又は収入金額」を「所得（道において課する事業税の課税標準額となるものをいう。第19条及び第23条において同じ。）」に改め、第6号を削り、第7号を第6号とする。

第19条中「所得金額又は収入金額」を「所得」に改め、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第22条中「令和7年3月31日」を「令和17年3月31日」に改める。

第23条中「所得金額（道において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）」を「所得」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第22条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和7年3月31日以前に特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第2条第2号に規定する離島振興対策実施地域内においてこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第6号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

3 令和7年3月31日以前に特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第2条第4号に規定する認定半島産業振興促進計画区域内において旧条例第19条第3号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。

北海道宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月16日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道条例第39号

北海道宿泊税条例の一部を改正する条例

北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「及び第23条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の場合において、宿泊税課税市町村（宿泊税として徴収すべき金額の全部又は一部を特別徴収義務者のために当該宿泊税課税市町村が道に納入する旨を当該宿泊税課税市町村の条例で定めるものに限る。）が、その納入すべき金額又は宿泊税として徴収した金額を道に払い込まないときは、道は当該宿泊税課税市町村に対し、その納入すべき金額又はその徴収した金額を請求するものとする。

第23条を削り、第24条を第23条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月16日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道条例第40号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の4の項(4)中「第14条第2項」を「第16条第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年12月25日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに

に公布する。

令和7年7月16日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道条例第41号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「美唄市 芦別市 江別市 赤平市」を「芦別市 江別市」に、「北斗市 当別町 長沼町 上富良野町」を「当別町 長沼町」に改める。

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の6の項の左欄に掲げる事務に係る北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）の規定により美唄市、赤平市、北斗市若しくは上富良野町の長がした指示その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に北海道福祉のまちづくり条例の規定によりこれらの市町の長に対してなされた届出その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同条例の適用については、知事のした指示その他の行為又は知事に対してなされた届出その他の行為とみなす。

北海道民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月16日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道条例第42号

北海道民生委員定数条例の一部を改正する条例

北海道民生委員定数条例（平成26年北海道条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小樽市の項中「344人」を「338人」に改め、同表室蘭市の項中「256人」を「251人」に改め、同表釧路市の項中「456人」を「451人」に改め、同表帯広市の項中「327人」を「326人」に改め、同表北見市の項中「301人」を

「291人」に改め、同表夕張市の項中「50人」を「44人」に改め、同表岩見沢市の項中「235人」を「233人」に改め、同表稚内市の項中「120人」を「119人」に改め、同表千歳市の項中「220人」を「223人」に改め、同表砂川市の項中「57人」を「54人」に改め、同表歌志内市の項中「22人」を「21人」に改め、同表富良野市の項中「56人」を「55人」に改め、同表登別市の項中「131人」を「129人」に改め、同表北斗市の項中「123人」を「124人」に改め、同表上ノ国町の項中「26人」を「24人」に改め、同表ニセコ町の項中「15人」を「16人」に改め、同表喜茂別町の項中「15人」を「14人」に改め、同表神恵内村の項中「8人」を「9人」に改め、同表上砂川町の項中「20人」を「19人」に改め、同表雨竜町の項中「11人」を「10人」に改め、同表東神楽町の項中「24人」を「25人」に改め、同表占冠村の項中「9人」を「8人」に改め、同表和寒町の項中「16人」を「15人」に改め、同表増毛町の項中「23人」を「21人」に改め、同表苫前町の項中「17人」を「15人」に改め、同表羽幌町の項中「33人」を「31人」に改め、同表天塩町の項中「20人」を「17人」に改め、同表浜頓別町の項中「19人」を「15人」に改め、同表枝幸町の項中「38人」を「36人」に改め、同表遠軽町の項中「76人」を「75人」に改め、同表滝上町の項中「21人」を「20人」に改め、同表白老町の項中「57人」を「58人」に改め、同表むかわ町の項中「38人」を「35人」に改め、同表日高町の項中「51人」を「48人」に改め、同表えりも町の項中「18人」を「13人」に改め、同表新得町の項中「24人」を「23人」に改め、同表厚岸町の項中「34人」を「33人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月16日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道条例第43号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の2の項(5)中「第5条第2項」を「第9条第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年12月25日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月16日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道条例第44号

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第2項中「1日につき2時間を超えない」を「人事委員会規則で定める1年の期間ごとに、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

第16条第1項中「第19条の2第1項」を「第19条の3第1項」に改める。

第19条の3を第19条の4とする。

第19条の2第1項中「請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とする。

第19条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等）

**第19条の2** 教育委員会は、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第28条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした学校職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の利用に係る請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 北海道職員等の育児休業等に関する条例第28条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する学校職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の利用に係る請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

北海道警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月16日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第45号

#### 北海道警察組織条例の一部を改正する条例

北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1札幌方面の項中「赤平市、江別市」を「江別市、赤平市」に、「砂川市、歌志内市、滝川市」を「滝川市、砂川市、歌志内市」に改め、「（島牧村、寿都町及び黒松内町を除く。）」を削り、同表函館方面の項中「、檜山振興局管内及び後志総合振興局管内（島牧村、寿都町及び黒松内町に限る。）」を「及び檜山振興局管内」に改める。

別表第3札幌方面岩見沢警察署の項中「三笠市」を「美瑛市、三笠市」に改め、同表札幌方面美瑛警察署の項を削り、同表札幌方面滝川警察署の項を次のように改める。

同 滝川警察署	滝川市	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市 空知郡奈井江町、上砂川町 樺戸郡浦臼町、新十津川町
------------	-----	--

別表第3札幌方面赤歌警察署の項及び札幌方面芦別警察署の項を削り、同表札幌方面岩内警察署の項を次のように改める。

同 岩内警察署	岩内郡岩内町	島牧郡島牧村 寿都郡寿都町、黒松内町 岩内郡共和町、岩内町 古宇郡泊村、神恵内村
------------	--------	---

別表第3函館方面函館中央警察署の項を次のように改める。

函館方面 函館中央警察署	函館市	函館市のうち函館西警察署の管轄区域を除く区域 北斗市 上磯郡知内町、木古内町 亀田郡七飯町
-----------------	-----	--

別表第3函館方面木古内警察署の項、函館方面寿都警察署の項及び釧路方面池

田警察署の項を削り、同表釧路方面帯広警察署の項を次のように改める。

同 帯 広 警 察 署	帯広市	帯広市 河東郡音更町、士幌町、上士幌町 河西郡芽室町、中札内村、更別村 中川郡幕別町、池田町、豊頃町 十勝郡浦幌町
----------------	-----	---

別表第3北見方面紋別警察署の項中「紋別郡滝上町」の次に「、興部町、西興部村、雄武町」を加え、同表北見方面興部警察署の項を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 公布の日
  - (2) 別表第1の改正規定、別表第3札幌方面岩内警察署の項の改正規定並びに同表函館方面木古内警察署の項、函館方面寿都警察署の項及び釧路方面池田警察署の項を削る改正規定（同表函館方面寿都警察署の項に係る部分に限る。） 公安委員会規則で定める日
- 2 前項第2号の公安委員会規則で定める日については、令和6年11月に策定した警察署の再編整備に係る計画に基づき定めるものとする。